

2016(平成 28)年度事業計画

1. 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会本部事業

1. 法人の基本理念

社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスが聴覚障害者の意向を尊重して総合的に提供されるようコミュニケーション環境の整備等を行うことにより、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援を行います。

法人は、聴覚障害者福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を適宜、効果的かつ確実にを行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

2. 法人の運営方針

- (1) 第2種社会福祉事業[①滋賀県聴覚障害者センターの受託経営②手話通訳事業③障害者福祉サービス事業所（びわこみみの里）④聴導犬訓練事業⑤特定相談支援事業（ふくみみ）]の適正な運営を行います。
 - 施設（事業）相互の連携及び情報等の共有化を図り、経営の安定化をめざします。
 - 施設敷地及び建物の財産の適正な管理と更新を図ります。
 - 財政の健全化を図るため、事業の拡充や経営の見直しなどの検討をすすめます。
 - 社会福祉法人会計基準に基づく会計実務の体制及びシステムの確立を図ります。
- (2) 職員の資質を高めるとともに、提供する福祉サービスの質の向上を図ります。
 - 人材育成を図るため、計画的な研修や資格取得の奨励等をすすめます。
 - 施設相互の施設相互の人事交流をすすめます。
 - 倫理綱領・職員行動指針の策定及び人権配慮、虐待防止、利用者の権利擁護の規定づくりを検討します。
- (3) 社会福祉法人制度改革を見据えた法人体制の確立(理事会・評議員会)を図ると共に、発展性のある法人運営をめざします。
 - 制度改革についての国の動向を踏まえた法人の新たな体制を確立させるため準備に取り組みます。
 - 今後の事業拡充や安定的な経営を図るため、近畿レベルでの聴覚障害者関連法人及び当事者団体との共同の課題についての検討、学習会に参加します。
- (4) 国の動向への対処及び施設(事業)の課題の解決に向けた検討を行います。
 - 障害者差別解消法の施行及び改正法(障害者総合支援法・障害者雇用促進法)の施行を踏まえた事業化などについて検討をすすめます。
 - 聴覚障害者の高齢化の対応として、介護保険事業及び後見人制度の活用等について検討をすすめます。

3. 法人の事業計画

(1) 法人全体

○湖北地域における拠点施設の整備

- ・今秋の開所に向けて、開設準備室を設け、施設の整備及び事業の諸準備をすすめます。

○会計システム及び監査機能の強化

- ・会計事務の適切かつ正確な実務をすすめるため、新社会福祉法人会計基準対応のシステム化の更

新及び会計統合部門の設置の検討、また幹事監査の機能強化に取り組みます。

○関係団体との連携と交流

- ・聴覚障害者関係団体との連携を深めるため、調整会議及び団体長会議を開催します。
- ・後援会事業への協力を通して、後援会活動の活性化に取り組みます。
- ・全国聴覚障害者関係団体（全国聴覚障害者情報提供施設協議会、全国ろう重複障害者施設連絡協議会、全国社会就労センター協議会、全国手話研修センター、全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）等との連携を図り、これらの団体が主催する研修会等への積極的な参加及び交流を図ります。

○法人役員会議等の定期開催と適正な運営

- ・理事会、各委員会等（※）の定期開催を行い、法人の適切な運営に取り組みます。
※理事会・評議員会、専門委員会（人事、企画、財政）、運営委員会、監事監査、苦情解決適正化委員会。
- ・施設間の協議会（※）を開催し、施設相互の共同をすすめます。
※施設経営会議、事務担当者会議、サービス改善委員会、防火・安全環境委員会
- ・季刊誌「BIWAKO 3 3 だより」の定期発行及び編集体制を整えます。

(2) 県立聴覚障害者センター関連

- 災害時の緊急通報システムや防災支援体制の確立等については、関係団体と協議をすすめます。
- 滋賀県から聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業を受託し、聴覚障害者の情報やコミュニケーション環境の整備等に向けた各種事業に取り組みます。
- 市町の意思疎通支援事業を受託し、市町事業の発展に資すると共に、団体活動等におけるコミュニケーション環境の整備に取り組みます。
- ろう話学校や PTA また難聴学級とも連携しながら、聴覚障害児のニーズの把握に努めます。また、聴覚障害児の放課後デイサービス及び休日等における支援事業の検討を行います。
- 受託事業の効果的な実施に取り組みます。
※大津市聴覚障害者相談員事業、電話リレーサービス事業、IT サポート事業、県広報番組・甲賀市ケーブル番組協力事業。

(3) びわこみみの里関連

- 指定障害者福祉サービス事業所として①自立訓練事業②就労継続支援事業③就労移行支援事業に取り組みます。
- 就労支援のためのジョブコーチ事業に取り組みます。また障害者生活相談員の設置を図っていきます。

(4) その他

- 聴導犬訓練事業部を強化するとともに、「JAPAN 聴導犬育成基金」を醸成します。

2. 滋賀県立聴覚障害者センター運営・事業

1. 聴覚障害者センター運営方針

- (1) 地方自治法第 244 条の 2 項第 3 項に指定する指定管理者として、滋賀県立聴覚障害者センターの管理・経営を行います。
- (2) 聴覚障害者福祉における専門施設としての役割が果たせるよう取り組みます。また、災害時における福祉避難所の開設をはじめ、災害支援における拠点施設としての機能の拡充をめざします。
- (3) 節電など省エネルギーに努め、管理経費の縮減を図ります。また、聴覚障害者センターの施設修繕にかかる予算の確保をめざします。
- (4) 施設事業及び聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業等の効果的な実施をめざします。
- (5) 市町における意思疎通支援事業との連携及びコミュニケーション施策に係るネットワークづくりをめざします。また、意思疎通支援者の専門研修の充実をめざします。
- (6) 中途失聴・難聴者への支援を充実させるため、事業に向けた検討等を行います。

2. 聴覚障害者センター事業計画

- (1) 聴覚障害者向けビデオライブラリー事業
聴覚障害者向けのビデオ等の貸出及び、自主制作番組の制作を行います。
- (2) 手話通訳者・要約筆記者の養成と派遣
聴覚障害者の自立や社会参加を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を計画的に養成すると共に、団体等の依頼に基づき手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
- (3) 情報・コミュニケーション機器の貸出事業
聴覚障害者のコミュニケーション活動等を支援するため、各種情報機器の貸出を行います。
- (4) 聴覚障害(児)者及び家族等に対する相談事業
聴覚障害(児)者およびその家族等を対象にした各種相談を行います。
- (5) 聴覚障害者の学習、レクリエーション、文化活動の支援事業
聴覚障害者の社会学習や、聴覚障害者団体等が行う文化活動などの支援を行います。
- (6) 啓発事業
『滋賀県立聴覚障害者センターだより』を発行するなど広報啓発活動を行います。
- (7) ボランティア、聴覚障害者団体等に対する便宜供与
聴覚障害者関係団体長会議等の開催や利用者ニーズに沿った運営を行います。

3. 聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業

1. 手話通訳者養成・研修事業

(1)手話通訳者養成事業

(事業方針)

- ①手話通訳者養成講座Ⅰ(改訂カリキュラム)は、聴覚障害者センター会場と彦根会場(ともに夜間開講)の2コースを、手話通訳者養成講座Ⅱは、昨年度の手話通訳者養成講座Ⅰ修了者を対象に昼間コースと夜間コース(ともにセンター会場)をそれぞれ開催し、手話通訳者の育成を図ります。
- ②講師養成の充実を図るため、講師養成研修会の受講の奨励や研修参加費用の補助、また講師会議の定期的な開催を進めます。
- ③各課程において到達度の評価を行うなど、受講生の指導の充実に取り組みます。
- ④手話通訳者全国統一試験の提供や各種の現任研修会を開催する(社福)全国手話研修センター事業の積極的な活用を図ります。
- ⑤手話通訳者養成事業における教材開発の取り組み(養成課程の見直し)に呼応した講師研修の奨励及びカリキュラム編成の検討などを行います。

(実施内容)

- ①手話通訳者養成Ⅰー6月～3月、全38講座/週1回 2コース(19:00-21:00)定員各20人
- ②手話通訳者養成Ⅱー4月～11月、全40講座/週1回 2コース(13:30-15:30/19:00-21:00)
通訳者養成Ⅰ課程修了者及び旧カリキュラム通訳者養成講座修了者
- ③手話通訳者養成予備講座ー 4～5月、全3回 土曜日午後で開催。(13:30～16:30)
通訳者養成講座受講に向けて基礎講座の復習及び通訳者養成講座受講への意欲を高める。

(2)手話通訳者認定試験

(事業方針)

○手話通訳者の認定試験は全国手話研修センターの実施する手話通訳者全国統一試験を採用し実施します。また審査等の運営にあたっては全国的な実施例を参考にその充実に努めます。

(実施内容)

○試験日程

手話通訳者全国統一試験(12月3日)

(3)手話通訳者現任研修

(事業方針)

- ①手話通訳者の資質・技術向上や活動者を増やすため研修会を行います。
- ②派遣の充実や通訳者相互の共同関係をつくるため意見交換の機会などを積極的に取り入れます。

(実施内容)

- ①「健康」「知識」「技術」「倫理」を研修の柱とし、年に数回開催します。また、新規登録者等、対象者に合わせた研修会を開催します。
- ②手話通訳者の実情に合わせて開催内容・日時・場所や形態について配慮し実施します。

2. 要約筆記者養成・研修事業

(1) 要約筆記者養成事業

(事業方針)

- ①要約筆記者養成カリキュラムに基づき、前期課程においては基礎的な知識・技術の習得、後期課程では実践的な技術、対人支援のあり方などを学び、聴覚障害者への意思疎通支援がおこなえる要約筆記者の養成を目指します。
- ②指導者グループを編成し、受講者の習熟状況に合わせた効果的な教材の研究にも取り組みます。
- ③全国統一要約筆記者認定試験(全難聴・全要研主催)を実施し、要約筆記者の一定技術レベルをもった者の登録をはかります。

(実施内容)

①要約筆記者養成講座

[前期] 理論 34時間、PC 実習 17時間 (計 51 時間)

9月6日～2月7日 火曜日 午後 聴覚障害者センター/会場 (定員 20 人)

[後期] 理論 24 時間、手書き実習 26 時間、見学実習・現場実習3時間 (計 53 時間)

4月12日～8月23日 火曜日午後 聴覚障害者センター/会場 (対象:前年度修了者)

- ②認定試験前講習会を開催し、機器を使用した実習の機会を提供します。
- ③全国統一要約筆記者認定試験の実施[平成 29 年2月 19 日(日)]

(2) 指導マネジメント講座

(事業方針)

- ①聴覚障害に関する知識、意思疎通支援事業の法的位置づけなどを理解し要約筆記の目的に応じたコミュニケーション支援ができる要約筆記者の養成のため指導者間の連携、調整を図ります。
指導者には要約筆記の目的にそった、手書き・パソコン要約筆記の技術指導ができるように育成します。
- ②要約筆記の目的や要約筆記の利用についての正しい知識を確認するため、要約筆記者と難聴者・中途失聴者がともに学習できる合同研修を行います。

(実施内容)

- ①平成 27 年度開催の全国要約筆記指導者養成研修を修了した手書き・PC クラス各講師からの報告発表
- ②要約筆記者養成講座の指導ポイントを押さえた指導ができるか模擬講義を行う。[手書き・PC合同・手法別]

(3) 要約筆記者現任研修

(事業方針)

- ①要約筆記者の資質・技術向上や活動者を増やすため研修会を行います。
- ②要約筆記の手法(手書き・パソコン要約筆記)に合わせ派遣現場で想定される事例、設営などに対応するための研修を実施します。

(実施内容)

- ①「健康」「知識」「技術」「倫理」を研修の柱とし、年に数回開催します。また、新規登録者等、対象者に合わせた研修会を開催します。
- ②要約筆記者の実情に合わせて開催内容・日時・場所や形態について配慮し実施します。

3. 意志疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業

（事業方針）

- ①聴覚、言語機能、音声機能の障害等により、意思疎通が困難な者に対して、社会生活におけるコミュニケーションの確保を行い、自立と社会参加を図れるよう手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
- ②聴覚障害者はもとより、公的な機関や団体に対して、手話通訳・要約筆記の必要性や活用方法など派遣事業の周知に努めます。

（実施内容）

- ①聴覚障害者等、意思疎通支援の必要な者の参加が見込まれる県主催の行事に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
- ②複数の市町の聴覚障害者、意思疎通支援の必要な者の参加が見込まれるために、広域的な対応が必要となる、聴覚障害者団体が主催する講習会、研修会等の行事に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
- ③市町から派遣される意志疎通支援者での対応が困難な場合、関係機関等と連携を図りながら、聴覚障害者のくらしにとって効果的な派遣事業を実施します。
- ④事業のあり方や実施方法等について県、関係機関や当事者団体等と意見交換や協議を行い、県事業にふさわしい運用に努めます。
- ⑤派遣事業の担い手である手話通訳者・要約筆記者の資質向上等を目的に研修会を定期的に開催します。
また、必要に応じて地域別に担い手と懇談する機会を設けることで事業の円滑化に向けて取り組みます。
- ⑥意志疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施します。

4. 市町域・都道府県を超える意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣調整事業

（事業方針）

- 意思疎通支援者（手話通訳者及び要約筆記者）の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うことにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等のコミュニケーション支援を行います。

（事業内容）

- 意思疎通支援者の派遣において、市町村域、都道府県域を超えての派遣が必要な際に、市町村間での調整ができなかった場合に派遣調整を行います。

5. 手話通訳者設置事業

（事業方針）

- 聴覚障害者に対する情報やコミュニケーションの支援と共に、聴覚障害者の生活ニーズに対応するため関係機関との連携や社会資源の開発等に取り組みます。

（実施内容）

- ①聴覚障害者や行政機関等からの聴覚障害やコミュニケーション支援に関する問い合わせ等に応えると共に、聴覚障害者への支援を関係機関等と連携しながらすすめます。
- ②聴覚障害やコミュニケーションの特性について広く理解を広げるため啓発に努めます。
- ③県及び市町機関等に設置されている専任手話通訳者の連絡組織の運営と個別ケース等について調整、連携を図ります。

6. 聴覚障害者生活訓練事業

(1) 日曜教室事業

(事業方針)

滋賀県内で暮らす聴覚障害者を対象に、日常生活に必要な知識や情報、生活技術などについて集団的な学習や体験、交流ができる場を提供します。

(実施内容)

- ①湖北地域(いきいき教室)と湖南地域(いきいきサロン)をそれぞれ月1回(4月は除く)開催します。
また、湖西地域においては年2回参加者相互の交流と学習活動を行います。
- ②中途失聴・難聴者、人工内耳装用者等を対象に、暮らしの情報を学ぶ講座を年2回開催します。
- ③聴覚障害者の暮らしに欠かせない ICT(パソコンやインターネット等の情報通信技術)の知識や技術などを学ぶ講座を必要に応じて開催します。

(2) 手話講習事業

(事業方針)

- ①聴覚障害者を取り巻く社会情勢の流れや動きを聴覚障害者自身が学び、地域での豊かな生活をめざした学習会を開催します。(福祉制度や社会資源など)
- ②聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、手話の知識や習得を行うための学習会を行います。

(実施内容)

- ①社会の動きと聴覚障害者の暮らしに関連した手話学習会
・全2回(10月・2月)
- ②聴覚障害者のコミュニケーションを支援するための学習会
・年6回

(3) 聴力相談事業

1) 聴力相談

(事業方針)

- ①聴力検査を実施し、聞こえ方の特徴や補聴器装用の効果について相談をおこないます。
- ②必要に応じて県立障害者更生相談所主催巡回相談、各市町の福祉課や聴覚障害者センターの生活相談と連携します。
- ③補聴器や補聴支援機器などの使用方法についての情報提供や助言をおこないます。

(実施内容)

- ①聴力検査、補聴器の適合、語音明瞭度検査、コミュニケーションでの悩みごとについての相談を聴覚障害者センター(10回)とセンター以外の2会場(6月4日 高島市内、12月17日 米原市内)で実施します。
滋賀県立聴覚障害者センターでの相談日:毎月1回 第3土曜日 午前10時～午後4時まで

2) 聞こえのサロン

(事業方針)

- 当事者の立場から日常生活における聞こえの不自由や悩みなどを聞き必要なアドバイスを行います。

(実施内容)

- 難聴についての知識、補聴器の使い方や共通した問題への助言、難聴の不自由を補う方法についての情報提供、周囲の人とのコミュニケーションに関する問題について相談に応じます。
 - ・適宜、必要に応じて実施します。

(4) 聴覚障害児及び保護者サポート事業

(事業方針)

- 聴覚障害児を育てる家族(保護者)等が、子どもに対する悩みや将来への不安などを解消するため、聴覚障害に関する情報やコミュニケーション手段、保護者相互の交流の機会を設けることで、子育てや親子の豊かなコミュニケーションづくりを支援します。
- 地域で孤立しがちな聴覚障害児やその家族等に対して、聴覚障害児相互の交流や集団活動の場を提供することにより、聴覚障害児同士の交友関係や豊かなコミュニケーションの広がりをめざします。

(実施内容)

- ①聴覚障害児を育てる家族(保護者)等を対象にした学習や交流の企画“のびのびサロン”を開催します。
- ②聴覚障害児やその家族等の余暇支援と交流を目的に“クローバークラブ”を開催します。

7. 手話通訳士養成講座開催事業

(事業方針)

- 平成 28 年度手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の受験を希望する者を対象に開催します。
学習にあたっては、最新のテキストや書籍、教材、インターネット等の活用を積極的に図ります。

(実施内容)

- ①基礎理論—全 4 講座／7月16日・30日／2 日間／定員 10 人程度
- ②技術学習—全 8 講座／6月4日～9月 24 日／定員 10 人程度[手話通訳士試験(10月1日～2日)]
基礎理論、技術学習月曜コース(4回)、土日コース(4回)のいずれかのみ受講も可能

8. 字幕入りビデオ制作・貸出事業

(事業方針)

字幕または手話を挿入した聴覚障害者向けのビデオ等を制作し、貸し出します。

(事業内容)

- ①様々な講演や聴覚障害者関係団体の集会等を記録したもの、また医療・教育・職業・地域との交流など社会生活上、聴覚障害者にとって情報提供が必要と思われるビデオ・DVDを制作します。
- ②障害者権利条約や障害者差別解消法等の動向を踏まえ、手話の普及が重要になってくることから、手話ビデオを制作します。
- ③CS及び IPTV を活用した障害者専用放送に対して積極的に協力を行い聴覚障害者への周知を図ります。
- ④著作権法の改正に伴い、県内の公共施設にある資料映像や紹介映像、また様々な啓発映像や学習教材映像、さらには県政番組やケーブルテレビ等における自治体の広報番組などに積極的に字幕や手話を挿入し、ライブラリーの充実を図っていきます。
- ⑤字幕の挿入については、これまで養成をしてきた字幕ボランティアグループと協力しながら取り組んでいきます。必要に応じて、技術研修や担い手の養成などを行います。

9. 映像配信事業

(事業方針と内容)

①字幕または手話を挿入した映像を制作し、インターネットを活用して配信することにより聴覚障害者に情報提供を行います。

②映像配信用のホームページを作成し、自主制作作品のビデオストリーミング配信を行うことで、ビデオライブラリーの利便性を図ります。

③映像配信コンテンツ作成、ホームページ更新、ブログの発信、メールマガジンにより、聴覚障害者に必要な情報の発信、提供を行います

4. 市町委託事業

1. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(事業方針)

○障害者総合支援法の意思疎通支援事業の実施にあたり、聴覚障害者が在住する市町の手話通訳・要約筆記者派遣事業を利用し、日常生活または社会参加ができるよう市町を支援し、事業体制の構築・充実に取り組みます。

(実施内容)

①市町との委託契約に基づき、手話通訳・要約筆記者の派遣を行います。

②市町事業等に係る懸案事項、課題やあり方などについて、必要に応じて市町や県、関係団体との協議をすすめます。

③要約筆記者派遣事業の利用の拡大と円滑な運営を図るため、利用者をはじめ、市町や関係機関、関係団体に要約筆記者の意義や設置環境についての理解を求めていきます。

2. 市町手話奉仕員養成事業

(事業方針)

○市町村からの事業委託(手話奉仕員養成事業)を受け、市町との連携を密に取りながら、効果的な事業実施を行います。また実施にあたっては、県事業(意思疎通支援を行う者の養成事業)との連携や、講師確保について実施関係機関との協議、検討をすすめていきます。

○次年度に向けて、これまでの事業の経緯を踏まえた事業委託のあり方、業務内容について検討します。

(事業内容)

①聴覚障害者のくらしにとって身近な市町を単位として、聴覚障害者のくらしの向上やコミュニケーションのバリアフリーの促進を図るため、市町からの事業協力への要請には積極的に応えていきます。

②実施にあたっては、地元の聴覚障害者団体及び手話学習団体などと連携を図りながら事業の実施を図り、講座修了者の地域活動への参加や通訳者養成課程の受講を促します。

③同事業を担当する講師の資質向上や講座の運営を円滑に図るため、講師間で定期的な情報交換や研修の場を設けます。

(実施地域の予定)

○米原市・彦根市・愛荘町・多賀町・甲良町・豊郷町、東近江市・日野町・竜王町、近江八幡市、野洲市・守山市、湖南市、甲賀市、草津市、高島市、栗東市 (11市6町/予定)

3. 登録手話通訳者・要約筆記者の健康管理事業

(事業方針)

○聴覚障害者の社会参加を促進する「手話通訳・要約筆記派遣事業」の担い手である登録手話通訳者・要約筆記者が健康で活動が続けられるよう、関係団体との連携をもとに健康管理事業を実施します。

(実施内容)

①関係団体の委員で構成する「健康管理委員会」を設け、検診結果の検討、検診時の相談会の実施、検診結果にもとづくフォロー等を医師と共に行います。

また、健康管理情報については、関連市との情報交換を行い連携した健康管理に取り組みます。

②登録手話通訳者・要約筆記者を対象にした特殊検診(頸肩腕検診)と健康管理講習会の開催

・頸肩腕検診／一次検診(8月)、二次検診(9月～10月)

・健康管理講習会／4月30日(土)

5. 自主事業

1. 聴覚障害者理解のための啓発事業

(1)手話・要約筆記啓発事業

(事業方針)

- ① 障害者差別解消法の施行にともない、企業・団体・行政等の機関に聴覚障害者への理解を広めるための啓発を行います
- ② 学校(総合的な学習)や専門学校(介護従事者等)の依頼に応え、聴覚障害者に対する理解や手話の普及を図ります。
- ③ 社会福祉協議会等と連携し、地域住民を対象にした講座を開講し聴覚障害の理解と啓発に努めます。
- ④ (社福)全国手話研修センターが実施する「第10回全国手話検定試験」滋賀会場の運営等に協力します。
- ⑤ 登録講師としてのレベルアップ向上のための現任研修を年6回実施します。

(実施内容)

- ① 啓発講座のモデル的なカリキュラムを作成し、普及を図ります。
- ② 啓発講座の意義や目的を事前に理解してもらえるように社会福祉協議会・企業等に働きかけます。
- ③ 基本カリキュラムをもとに、依頼者の目的や要望を取り入れた講座内容を組み立てます。
- ④ 依頼に対応できるように、登録講師の研修を図ります。
- ⑤ 大学等での筆記ボランティアを対象として、要約筆記を必要とする難聴者・中途失聴者の特性、筆談の必要性と、筆記の際のポイントなどを学ぶ講座を開催します。

2. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(事業方針)

- ① 聴覚障害者がかかわる企業活動や高等教育、社会活動などの場面に手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者への情報保障やコミュニケーションの保障に努めます。
- ② 選挙、司法(裁判員裁判制度)における手話通訳通訳者・要約筆記者の派遣体制の構築を図ります。また、研修カリキュラムの開発やコーディネート業務の確立に向けた検討を関係団体と共に行います。
- ③ 障害者権利条約、障害者差別解消法等の動向を踏まえ、社会に広く情報保障の必要性和正しい理解を積極的に広めます。
- ④ 手話を挿入した映像制作に手話通訳者を派遣します。

(実施内容)

- ①選挙、司法(裁判員裁判)における情報保障の専門性確保のため、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制や研修システムの確立を図ります。
- ②関係団体や当事者団体、支援者団体と共に手話通訳・要約筆記のあり方について協議・検討を行います。
- ③手話通訳及び要約筆記派遣の手引きを活用して、事業の周知や啓発に努めます。

3. 「手話タイム・プラスワン」(県広報番組) 協力事業

(事業方針)

- 聴覚障害者のために県政の出来事や情報を手話と字幕で伝える番組「手話タイム・プラスワン」に対して、手話キャスターとアシスタントを派遣し、よりよい番組になるように協力します。また、番組内「聴覚障害者センターからのお知らせ」や「手話教室」の内容を企画、その他聴覚障害者に関する特集企画等に協力し、マスメディアを通して聴覚障害者福祉に関する情報提供や理解促進、手話の啓発に努めます。

(実施内容)

- ①手話キャスター(1名)及びアシスタント(2名)を派遣します。
- ②「お知らせコーナー」及び「手話教室」等の企画・制作を行います。

4. 聴覚障害者用ビデオ制作事業

(事業方針)

- 聴覚障害者が様々な情報にアクセスできるように、行政機関や団体などからの依頼に応じて手話や字幕挿入の依頼を受け制作をします。

(実施内容)

- ①公的機関や福祉団体等から依頼されたビデオ等に手話・字幕を挿入します。
- ②スタジオ機器を活用し、各関連団体や放送局等が制作する番組やビデオ等にも積極的に協力を行います。
- ③CS障害者専用放送に対して積極的に協力を行い、聴覚障害者に対して周知を図ります。

5. 情報機器の貸出

- 聴覚障害者のコミュニケーション活動等を支援するため、各種情報機器の貸出を行います。

6. 聴覚障害者向けITサポート事業

(事業方針)

- 聴覚障害者の社会生活の向上を図るため、情報インフラ(パソコン、インターネット等)、情報リテラシー(情報を使いこなす力)、モバイル(スマートフォン等)の使用法などの講習を行うための「ITサロン」を開設・運営します。

(実施内容)

- ①ICT(パソコンやインターネット等の情報通信技術)の利用促進や情報交換のために湖北では2か月に1回、湖南地域では必要に応じて聴覚障害者を対象にしたITサロンを開催します。
- ②聴覚障害者のIT相談を随時、受け付けます。

7. 聴覚障害者相談員事業(大津市受託事業)

(実施方針)

○聴覚障害の特性を踏まえた相談支援を行うことにより、聴覚障害者の地域生活の支援を行う。

(実施内容)

- ①聴覚障害者に係る一般相談・支援、訪問活動等
- ②個別ケースに応じた関係機関との連携や調整
- ③聴覚障害者に係るグループ及びコミュニティづくりへの支援(くらしや聴こえに関する講座の開催)
- ④手話や聴覚障害者問題に係る研修、啓発

8. 電話リレーサービス業務受託(日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクト)

(実施方針)

○聴覚障害者が、社会インフラである電話やインターネットのチャット等を利用して双方向のコミュニケーションを成立させることにより、聴覚障害者の社会生活の向上をめざします。

(実施内容)

- ① あらかじめ利用登録を行った聴覚障害者に対して、テレビ電話又はインターネット等のチャットを利用した電話リレーサービスを活用して相手先との連絡等を行います。
- ② サービス業務を実施するため、担当者(オペレータ)を配置します。

6. びわこみみの里運営・事業

1. みみの里の経営方針

【経営理念】

「地域に根ざした、『三方よし』の障害者福祉施設をめざします」

【経営方針】

「売手よし」

事業を通じ、聴覚をはじめとする障害者の自立と社会参加、就労支援・所得保障支援を進め、豊かなコミュニケーションあふれる魅力的なびわこみみの里をめざします。

「買手よし」

事業を通じ、お客様にご満足いただけるびわこみみの里ならではの商品、サービスの提供をいたします。

「世間よし」

「地域の発展なしにびわこみみの里の発展なし」をモットーに、地域の福祉・経済・文化の豊かな発展をめざします。

2. みみの里運営方針

- (1) 障害者総合支援法による就労移行支援・就労継続支援・生活訓練の各事業を行う中で、コミュニケーションや情報の保障をし、一人ひとりが豊かに成長できるために、コミュニケーション能力や人格の発達を保障していきます。
- (2) 働く仲間の輪を広げながら、障害のあるなしにかかわらず、すべての人の人権を尊重し、一人一人の自主性・主体性を大切にします。
- (3) 利用者サービスに当たっては利用者及び家族の意向を反映した実践を行い、丁寧・安全・満足などの評価向上に取り組みます。
- (4) 就労事業は喫茶店・焼菓子製造・トリミング・縫製・IT・エコロジーなどに取り組み、一人ひとりにあった作業を開拓し、体験を積み上げ、一般就労へ移行できるよう積極的にとりくみます。

- (5) 就労事業では、消費者の利益になる安全でより良い商品・製品・サービスの提供を目指し、研究開発・技術向上に力を入れます。
- (6) 地域の人々との交流を推進し、地域と共に歩む「やさしい」「開かれた」施設を創っていきます。
- (7) 防災対策・事故、虐待防止・施設内感染防止対策等の徹底化、職員の資質向上と健康管理の充実に努めます。
- (8) 聴覚障害者センターとの連携を図り、県下の聴覚障害者福祉向上の拠点となる施設づくりを進めます。
- (9) 聴覚障害者のみならずあらゆる障害者の差別禁止、人権擁護、社会との共生を目指し、関係機関とも連携しながら進めます。。

3. みみの里事業計画

<運営指針>

地域に根ざした、売り手、買い手、世間の『三方よし』の障害者福祉施設をめざす経営理念を実現すべく、以下の事業に取り組みます。

- (1) 就労移行支援事業については就労チャレンジの機会を設け、求職活動を支援します。(定員6名)
- (2) 就労継続支援事業については施設内就労を中心に職業能力を高め収益アップを目指し、工賃増を図ります。(定員18名)
- (3) 生活訓練事業については日常生活や社会生活能力の維持向上を図りながら、就労事業関連作業を通じ、就労移行訓練などへの移行をめざします。(定員6名)
- (4) 上記訓練給付事業を円滑に進めるため、以下の施設内就労事業を積極的に取り組みます。
 - ①喫茶営業(水・木・金曜日ドックカフェ・ドックラン活用等)
 - ②焼菓子製造販売(バウムクーヘン・クッキー等)
 - ③ドッグサロン営業(トリミング等)
 - ④縫製・手作り品製造販売・IT関連事業(Steed・ふくろうブローチ・エコ製品等)
 - ⑤エコロジー関連(農作業・下請け作業・アルミ缶回収)
- (5) 就労事業の研究開発・技術向上に向け施設内外の研修に努めます。
- (6) 利用者サービスに当たって評価向上のためサービス評価委員会を設けます。
- (7) 就労支援とは別に必要に応じ利用者の個別の生活支援を進めます。
- (8) 利用者の自治会活動を積極的に支援します。
- (9) 施設内外での利用者、職員、ボランティアの交流親睦を深めるため、レクリエーション活動を行います。
- (10) 地域との交流を推進するため、地域行事に参加します。
- (11) 施設内利用企画(みみの里まつり等)を実施し、地域や支援関係者との交流を進めます。
- (12) 職員・利用者とも防災訓練・事故防止・虐待防止・健康対策研修を適時行います。
- (13) 職員の各種研修を行い、福祉支援技術等の向上に努めます。
- (14) 法人本部との相互連携・研修に努めます。
- (15) 関係諸団体(特にみみの里を支える会)との連携協力を進めます。
- (16) 「ポパイ&オリーブ」と連携し、ボランティアの育成と支援体制の整備に努めます。
- (17) 見学、体験学習等を積極的に受け入れ、施設や障害についての啓発に努めます。
- (18) ジョブコーチを配置し、障害(特に聴覚)者の職場定着支援に努めます。
- (19) 法人の「湖北委員会」に対し、必要に応じて助言等協力を行います。

7. ふくみみ事業計画（特定相談支援事業）

<運営指針>

滋賀県内の聴覚障害者を主とする日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、特定相談支援事業の充実を図ります。

- (1) 特定計画相談支援事業所として利用する障害者または障害児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行います。
- (2) 就労に関する聴覚障害者のニーズに応じ「就労よろず相談」事業を設け、支援に当たります。

8. 聴導犬訓練事業

聴導犬訓練事業は、2015年度に正式にスタートし、2年目を迎えます。

2015年度の最大の目標であった、当事者団体が育成する“第1号の聴導犬の輩”は、現時点（当原稿作成時）では成否不明ですが、認定団体との何度かのやりとりで、育成団体としての不十分どころや、犬の育ちについての学び足りなかったことなどが判明し、挑戦そのものは有意義であったと言えます。

1. 聴導犬訓練に関する基本的な考え方

身体障害者補助犬法によると、「聴導犬」とは「聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬」と定義され（第二条第4項）、これら補助犬が、当事者の自立および社会参加の促進に寄与することを目指しています。

また、訓練にあたっては、訓練事業者に、適性を有する犬の選択、医療者、獣医師等との連携、当事者の状況に応じた訓練、良質な補助犬の育成等を求めています（第三条第1項の趣旨）。

さらに育成後は、必要に応じ再訓練を行うよう求めています（第四条）。一方、ユーザーの適格性に関しては、「補助犬の行動を適切に管理できるものでなければならない」（第六条）、ときびしく定めています。

わたしたちは、以上のような法律に規定するところを遵守することは当然のこととして、当法人が独自に進めてきた調査研究の成果も生かして取り組みを進めます。

2. 聴導犬訓練事業の具体化

聴導犬訓練事業を進めるにあたっては、以下の柱に沿って取り組みを進めます。

(1) 相談活動の柱

当協会の活動は、当事者団体が行う聴導犬訓練としてメディア等の注目が集まっています。その独自性を生かして、聴覚に障害のある方たちの聴導犬に関する様々な相談ごと、悩みごとを広く受け止め、解決できるようにしたいと考えます。

「相談所」を開いていることを、当事者団体の機関紙等で宣伝していきます。

(2) 啓発活動の柱

残念ながら「聴導犬」は、まだほとんど知られていません。従来からの広く世間一般の方にとってもらう活動（デモンストレーション。見学呼び込み。ますメディアへの登場など）を精力的に進める一方、聴覚障害者センターやびわこみみの里の協力も得ながら、聴覚障害者自身への普及活動を強めます。

(3) 訓練・育成の柱

聴覚に障害のある方に、法に則ったすぐれた犬を訓練・育成し提供することは、当然のことながらこの事業の中心的課題です。

訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定められており、その内容に従って、法人独自の「大綱」もつくり、訓練を行っています。

“当事者団体が行う訓練”というメリットを生かし、訓練実績を積み重ね、大綱の内容の検証改編も行いながら、聴覚障害者の生活を豊かにする犬を輩出していきます。

(4) 再訓練の柱

第1号輩出後の課題です。

(5) 人間育成の柱

トレーナーとともに訓練を行うことによって、使用予定者自身が大きな変化・成長を見せています。指定障害福祉サービス事業所の生産活動（仕事・訓練）として「ドッグトレーニング部門（聴導犬訓練部門）」を設けることの検討を始めます。

(6) 制度改善の柱

現在の制度では、訓練犬が聴導犬の認定を受け、実際に仕事を始めるまでには、使用（予定）者にも犬にも高いハードルが待ち構えています。それが聴導犬の普及を妨げている一因となっているのではないか、とも考えられます。認定基準などについて問題提起し、議論を興します。

特に、家族などの適切な支援があれば、聴導犬を管理し活用していけると思われる人たちがユーザーになれるようにすること、また、一音でも生活に役立つ音を飼い主に教えてくれる犬に聴導犬への道を開くことなどの提起です。

(7) ファンドレイズの柱

公的な補助の拡充を求めていくとともに、独自の支援体制を築きます。スポンサーの開拓や、クリック募金、募金箱による募金活動などです。